

建設企業常任委員会資料
2021年(令和3年)3月10日
都市局住宅・建築室建築安全課

明石市空家等対策計画の策定について

令和2年第2回定例会12月議会の本委員会においてご報告したとおり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「明石市空家等対策計画」の策定に向け、取り組んでいます。パブリックコメントによる意見聴取を踏まえ、計画案を取りまとめましたので、ご報告いたします。

1 明石市空家等対策計画(案)の概要

明石市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市が定める計画です。

明石市空家等対策計画で定める事項は以下の通りです。

- 第1章 計画の趣旨
- 第2章 市の人口と空家等の状況
- 第3章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 第4章 空家等の調査に関する事項
- 第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 第7章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 第9章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

2 パブリックコメントの実施結果について

2021年(令和3年)1月5日(火)から2021年(令和3年)2月4日(木)までの期間でパブリックコメント(意見募集)を実施した結果、1件(1名)の意見応募がありました。

ご意見	対応
他市では解体工事費用の3分の1程度の補助金があります。どうして明石市は解体工事費の補助がないのでしょうか？	一般的な空き家の解体補助制度はありませんが、既に周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、第三者に危害を及ぼすおそれのある危険老朽空き家(特定空家等)については、倒壊等の事故による市民等の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するため、解体費用の一部を補助することで所有者に除却を促しています。

3 今後のスケジュールについて

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。